

堺市出産・子育て応援事業を開始します

—妊婦・子育て家庭へ伴走型相談支援と経済的支援を一体実施—

堺市では、国の出産・子育て応援交付金を活用し、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊娠時から出産・子育てまで一貫して支援する伴走型相談支援と、妊娠・出産時の関連用品の購入費や支援サービス等の利用の負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する「堺市出産・子育て応援事業」を新たに開始します。

1 事業概要

- ・伴走型相談支援…妊産婦の方が抱える様々な不安を解消するため、面談やアンケートの機会を拡充します。
- ・経済的支援…出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、妊婦の方に出産応援給付金 5 万円、子どもを養育される方に子育て応援給付金 5 万円をそれぞれ支給します。

2 事業開始日

令和 5 年 1 月 30 日（月）

- ・経済的支援は準備が整い次第、3 月初旬以降より順次、支給します。

3 対象者

令和 4 年 4 月 1 日以降に、妊娠届を提出された妊婦の方または出生した子どもを養育する方

- ・事業開始日以前（令和 4 年 4 月 1 日（金）～令和 5 年 1 月 29 日（日））に妊娠届を提出された妊婦の方または出生した子どもを養育する方は遡って対象となります。

4 事業内容

○伴走型相談支援

- ・【既存】妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に各区役所の保健センターで保健師等が面談とアンケートを実施します。
- ・【新規】妊娠 8 か月頃にアンケートを実施し、面談希望者には保健師・助産師等による面談を実施します。
- ・【既存】出産後、生後 4 か月までに実施する乳児家庭全戸訪問にて、保健師・助産師・保育士等が家庭訪問による面談とアンケートを実施します。

○経済的支援

- ・【新規】妊娠届出時（母子健康手帳交付時）の面談後、申請された妊婦に出産応援給付金 5 万円を支給します。
- ・【新規】乳児家庭全戸訪問の面談後、子育て応援給付金を申請された子どもの養育者に、子ども 1 人につき 5 万円を支給します。

※遡って対象となる方（令和4年4月1日（金）～令和5年1月29日（日）に妊娠届を提出された妊婦の方または出生した子どもを養育する方）は、令和5年2月中旬以降にアンケートと経済的支援のご案内を送付します。アンケートに回答後、該当の応援給付金を支給します。希望者には各区役所の保健センター・子育て支援課で面談を行います。

※経済的支援は、申請日時点で堺市に住民登録がある方が対象です。

※何らかの理由（流産・死産）で妊娠が継続できなかった方や子どもがお亡くなりになった方も一部支給対象です。

5 その他

詳細は以下の市ホームページをご参照ください。また、以下の期間、堺市出産・子育て応援事業に関するお問い合わせの専用電話を開設します。

・堺市ホームページ【堺市出産・子育て応援事業（国の出産・子育て応援交付金）について】

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/ninshin_shusan/ninshin/ouen/index.html

・お問い合わせ専用電話

電話番号：072-340-1692（堺市 子ども育成課 出産・子育て応援事業担当）

期 間：令和5年1月30日（月）～3月31日（金）（土・日・祝日をのぞく）

午前9時～午後5時30分

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 電 話：072-228-7612 ファックス：072-228-8341
----------------------------	--